

## 安全で安心な学びの場づくり

基本施策の  
めざす  
姿

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、防災対策・防災教育、通学路等の安全対策、不登校児童生徒や教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

### 基本的な考え方

社会総がかりで、いじめや暴力、台風や地震などの自然災害、交通事故や犯罪等から子どもたちを守り、育てるとともに、多様な主体が連携して被虐待児童への対応や不登校児童生徒への支援等を的確に行っていく必要があります。

また、家庭の経済的な事情等によって子どもたちの将来が左右され、閉ざされることなく、全ての子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、必要な支援を行っていくことが必要です。

この基本施策では、学校内外における子どもたちの安全・安心の確保に向けた各施策を展開し、全ての子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、学びに向かい、夢や希望を実現していけることをめざして取り組んでいきます。

### 基本施策 4 を構成する施策

- 1 いじめや暴力のない学校づくり
- 2 防災教育・防災対策の推進
- 3 子どもたちの安全・安心の確保
- 4 不登校児童生徒への支援
- 5 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
- 6 学校施設の充実

### 基本施策の数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 92.0%	小学生 95.4%
	中学生 96.5%	中学生 98.7%
	高校生 88.9%	高校生 92.3%

※「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

# 1 いじめや暴力のない学校づくり

めざす  
姿

子どもたちが互いに認め合い、自ら考え、周囲と協力しながら、問題解決に向けて主体的に行動する力を身につけています。また、学校での取組とともに、地域や関係機関との連携による見守りや教育相談の充実など、いじめや暴力行為の未然防止および早期発見・早期解決に向けて取り組む体制が整っています。

## 現状と課題

- ① 全国でいじめによる深刻な事態が後を絶たない状況の中で、本県においては、いじめは学校だけの問題ではなく社会全体の問題であるにとらえ、子どもたちに関わる全ての大人が学校内外のいじめの防止に取り組むことをめざして、平成 30（2018）年 4 月に「三重県いじめ防止条例」を制定し、いじめの防止等の取組を進めてきました。
- ② 本県のいじめの認知件数は、全国と比べて全ての校種で下回っていますが、本県においても、いじめに係る重大事態が発生しています。子どもたちをいじめから守るためには、いじめはどの子どもにも、どこの学校でも起こりうるものであることを改めて認識し、いじめを積極的に認知することや、いじめられている子どもの立場に立ち、認知したいじめの早期解決に向けて学校全体で取り組むことが重要です。
- ③ 本県における暴力行為の発生件数については、自分の考えや気持ちをうまく伝えられず感情を抑えられずに暴力に及ぶことや、同じ子どもが繰り返してしまうことなどの理由により、小学校で特に増加しています。そのため、早い段階からの指導の充実と小学校と中学校とが連携した途切れのない支援が必要です。
- ④ 子どもたちの行動の背景には、心理的、家庭的に複雑な課題を抱えている場合があり、背景に寄り添った指導や支援を行う必要があります。また、学校だけでは対応が困難な事案が増加しているため、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。
- ⑤ スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS 等でのトラブルやいじめの事案が増加していることから、子どもたちのインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。また、子どもたちにスマートフォン等を適切に使用する力を育むためには、家庭の協力が不可欠です。

## 主な取組内容

### 1 社会総がかりでのいじめ対策の推進

- 「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止等に取り組むため、いじめ防止強化月間やピンクシャツ運動等の取組を推進するとともに、いじめの防止に主体的に取り組むいじめ防止応援サポーターの増加に取り組みます。また、県民の皆さんのいじめの防止に関する理解を深めるため、イベントやSNSの活用等さまざまな機会を利用して周知に取り組みます。
- 三重弁護士会、三重県臨床心理士会、警察、学校、教育委員会等、いじめの防止等に関する機関および団体が連携して、本県の現状をふまえたいじめの防止等の対策を適切に実施するため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの防止等に関する情報の交換および研究に取り組みます。

### 2 いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

- 道徳教育・人権教育をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが生命を大切にし、いじめや暴力を許さず、相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度等を育みます。
- 子どもたちがいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を身につけられるよう、「いじめ予防授業」や児童会・生徒会活動、いじめについて話し合う活動などを促進します。

### 3 学校内外の教育相談・支援体制の充実

- 子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し、適切かつ迅速に対応し、子どもたちの心に寄り添った支援ができるよう、教職員のカウンセリングマインドや対応力の向上など、教育相談の質を高める研修会等を開催します。
- いじめや暴力行為等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、教職員による子どもたちの見守りやスクールカウンセラー等による専門的な教育相談の充実に取り組むとともに、スクールカウンセラー、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等からなる専門家チームによる支援を推進します。
- いじめ問題等に悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や子どもたちが気軽に相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施するとともに、受け付けた相談の中で、専門的な対応が必要なものに対して臨床心理士、社会福祉士等による支援を行います。

#### 4 いじめの実態把握と組織的な対応の推進

- 「三重県いじめ防止条例」や「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの定義に沿ったいじめの認知が適切に行われるよう、いじめの認知の重要性や児童生徒の状況把握の方法等について、生徒指導担当者の研修会等で周知します。
- 各学校において、学期に1回以上のアンケート調査や面談を実施するとともに、実施方法の工夫・改善に取り組みます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めます。
- いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、管理職をはじめとして、学校いじめ防止委員会で共有し、組織的にいじめの解消に向けて取り組みます。

#### 5 スマートフォン等に対応した情報モラル教育の推進

- 子どもたちが、インターネットを適切に活用する力や、インターネットの利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを身につけられるよう、学校での子どもたちによるルールづくりや児童会・生徒会による啓発活動など、子どもたちの主体的な活動を促進します。
- インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等についての保護者の理解を深めるため、インターネットでのトラブル等に関する資料を県のWebサイトに掲載し、保護者会等での活用を促進します。

### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
いじめ防止応援サポーターとして いじめの防止に取り組む団体数	450 団体	650 団体

※ いじめ防止応援サポーターとして、「三重県いじめ防止条例」の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数（三重県教育委員会調べ）

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
いじめの認知件数に対して解消した ものの割合	96.7% (平成30年度)	100%

※ 当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも3か月経過）を満たすものの割合（三重県教育委員会調べ）

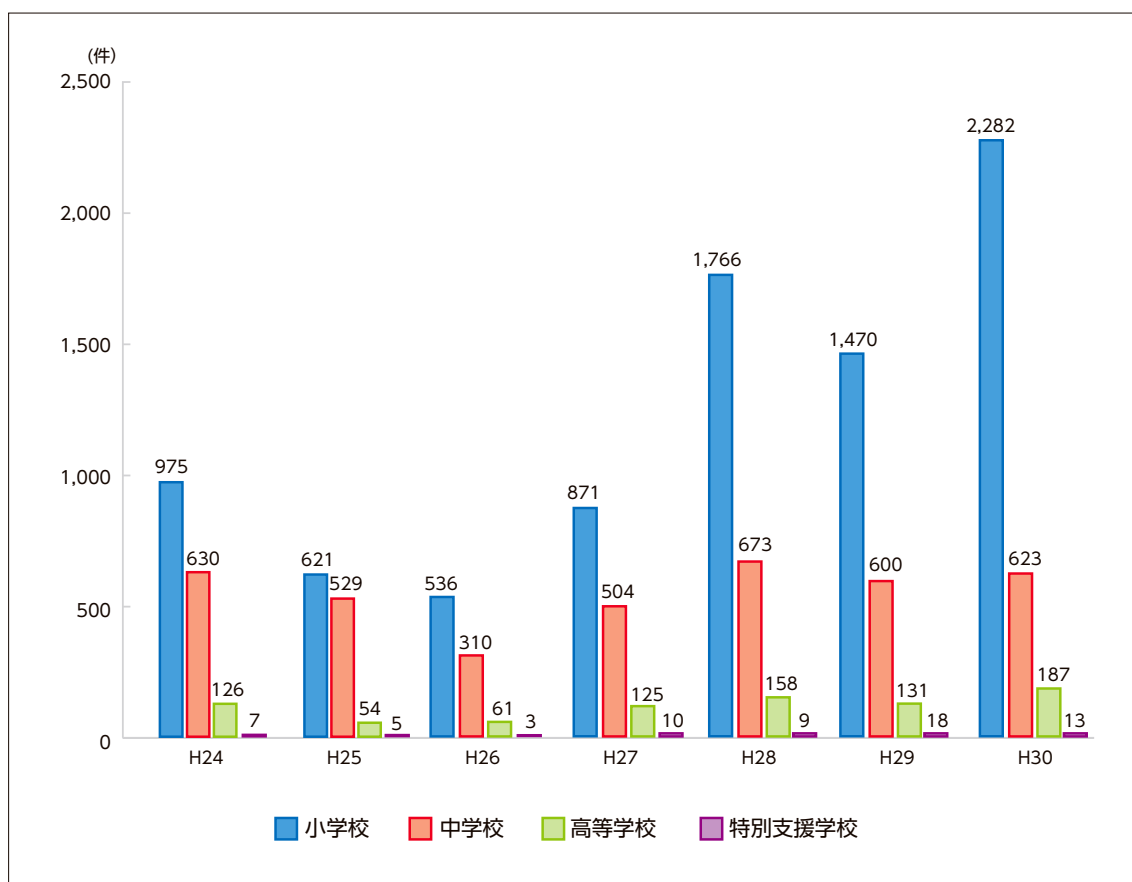
## 三重の子どもたちの現状

### ④いじめ

#### (いじめの認知件数)

公立小中学校および県立学校におけるいじめの認知件数は、平成 24 (2012) 年度以降減少傾向にありましたが、平成 28 (2016) 年度以降積極的にいじめを認知したことにより、特に小学校において増加しています。

いじめの認知件数 (三重県公立)



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」



## 2 防災教育・防災対策の推進

めざす  
姿

防災学習を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけています。また、学校の防災機能の強化が進むとともに、災害時に学校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。

### 現状と課題

- ① 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、台風等による風水害が頻発しています。南海トラフ地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。
- ② 地震や台風、局地的大雨等による災害発生時には、子どもたちが自らの命を守ることに加えて、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を身につけることが求められています。
- ③ 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧するための体制を整えることが必要です。
- ④ 県立学校の屋内運動場等の天井落下防止対策は、令和元（2019）年度に完了しましたが、地震等の災害発生時に子どもたちの安全を確保するため、施設面での防災・耐震対策をさらに進める必要があります。

### 主な取組内容

#### 1 子どもたちの防災学習の充実

- 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身につけられるよう、防災ノート等の防災学習教材の一層の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり等の体験型防災学習や防災訓練等の実施を支援し、学校における防災教育を推進します。
- 学校における防災教育・防災対策をより一層推進するため、各学校に学校防災リーダーを配置するとともに、みえ防災・減災センター等と連携して防災に関する研修を行い、学校で防災学習や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

#### 2 家庭、地域との連携

- 子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるよう、学校と家庭や地域が連携し、保護者や地域の方々、近隣学校等との防災学習や避難訓練の合同実施等の取組を進めます。

### 3 災害時の学校支援体制の整備

- 災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、災害時の学校を支援する体制を整備します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげていきます。

### 4 学校施設の防災・耐震対策の推進

- 非構造部材の耐震対策工事等、小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。
- 県立学校では、校舎の老朽化対策とあわせ、外壁などの落下防止対策に取り組みます。
- 大規模災害の発生に備え、学校における子どもたちや教職員用の備蓄物資、防災資機材等の管理を適切に行います。

## 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.4% (平成30年度)	100%

※ 家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）

## 3 子どもたちの安全・安心の確保

めざす  
姿

学校・地域・関係機関が一体となって通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制の構築が進むとともに、安全教育の推進により、子どもたちが危険予測、危険回避能力を身につけています。

### 現状と課題

- ① 通学路等では、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、子どもたちが被害者となる犯罪、不審者等による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶ちません。子どもたちが将来にわたってこうした事故や事件の当事者とならないよう、子どもたち自身が危険を予測し、自らの判断によって危険を回避する能力を身につけることが必要です。
- ② 近年、子どもたちが集団で移動中に突然の交通事故の犠牲となったり、不審者による被害に遭遇する事案が発生し、大きな社会問題となっています。次代を担う子どもたちの尊い命を守るためには、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等が連携し、地域社会全体で子どもたちを守る体制が必要です。
- ③ 依然としてなくならない飲酒運転の根絶のためには、社会全体で「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識の定着等に取り組む必要があります。
- ④ 県内児童相談所における平成30（2018）年度の児童虐待相談対応件数は、2,074件で、過去最多件数を更新しました。児童虐待は子どもたちの命にまで危険を及ぼすことから、未然防止および早期発見・早期対応の取組をより一層充実させることが必要です。
- ⑤ インターネットや有害な図書等を通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、青少年を保護する必要があります。
- ⑥ 学校施設では、屋内運動場などの天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備等の安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の安全対策を進めていく必要があります。

### 主な取組内容

#### 1 学校・家庭・地域および関係機関等が連携した安全確保の推進

- 教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の関係機関が連携・協働しながら、「登下校防犯プラン」<sup>1</sup>や「通学路交通安全プログラム」<sup>2</sup>に基づく通学路の合同点検等の安全対策を実施し、

<sup>1</sup>登下校防犯プラン：登下校時における子どもたちの防犯上の安全を確保するため、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の各関係機関が連携して行う登下校時の安全確保対策のこと。

<sup>2</sup>通学路交通安全プログラム：通学路における子どもたちの交通安全を確保するため、各市町において策定された通学路の交通安全に係る基本的方針のこと。



地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全確保に取り組みます。

- 子どもたちが犯罪等の被害に遭わず、安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールの強化を図るとともに、「ながら見守り」<sup>3</sup>を推進します。また、「子ども110番の家」<sup>4</sup>や「子ども安全・安心の店」<sup>5</sup>等を拡充し、さらなる通学路等の安全確保に取り組みます。
- 地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダー<sup>6</sup>の配置を進めます。また、スクールガード・リーダーが地域の核として、学校安全ボランティア（スクールガード）への指導・助言を行うことなどを通じて、学校と地域が連携した安全体制の充実に取り組みます。
- 子どもたちが被害に遭った事案等の発生情報を保護者や地域の方々と迅速に共有するため、警察と学校等、関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察本部のWebサイトや電子メール等を活用したタイムリーで詳しい情報発信活動を推進します。
- 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第2弾」の重点テーマの一つに「子どもを犯罪から守る」を位置づけ、市町との連携のもと、さまざまな主体と協創しながら地域の自主的な防犯・交通安全活動の促進を図ります。

## 2 交通安全教育・防犯教育の推進

- 子どもたちが交通事故の当事者とならないよう、交通安全に関わる団体等の専門家による講習会や自転車の安全点検の実施、「交通安全マップ」の活用など、歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を実施します。また、高等学校においては、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することをふまえ、交通社会の一員として責任ある行動がとれるよう、交通安全教育に取り組みます。
- 危険を予測し、犯罪被害を回避する能力が子どもたちに身につくよう、防犯に関わる専門家等を講師に招いたり、「地域安全マップ」の活用や発達段階に応じて紙芝居や演劇、ロールプレイ方式等を用いた参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。
- 交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室講習会・防犯教室講習会・不審者侵入対応訓練等を実施します。
- 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」をふまえ、児童生徒の発達段階に応じて飲酒運転の危険性や被害の重大さ等への認識を高める教育を実施します。

<sup>3</sup>ながら見守り：見守りの担い手の裾野を広げるため、地域の方々がウォーキング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際や事業者が日常の事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行うこと。

<sup>4</sup>子ども110番の家：子どもが登下校時などに不審者からの声かけ、つきまとい行為等の被害に遭ったり、または遭いそうになるなど身の危険を感じたときに、避難場所として駆け込むことができ、住民が一時的に保護し警察への通報を行う家。

<sup>5</sup>子ども安全・安心の店：通学路に面し、子どもの保護活動、見守り活動のほか、地域住民への犯罪被害防止に関する情報発信、自主防犯活動に関する広報等を行う三重県警察が認定した営業所や店舗。

<sup>6</sup>スクールガード・リーダー：自治体等によって委嘱された警察官OBや防犯の専門家等のことで、学校の防犯体制及びスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行う者。

### 3 児童虐待の防止

- 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、市町子ども家庭総合支援拠点の整備を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会、学校、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもたちの保護・支援に努めます。また、児童虐待の防止のために保護者への啓発に努めます。
- 学校は、子どもたちの虐待を発見しやすい立場にあることを十分認識し、「児童虐待気づきリスト」等を活用するなど、子どもたちのSOSを適切に把握するよう努め、虐待の疑いのある場合には速やかに市町児童福祉主管課または児童相談所等に通告し、関係機関と連携して子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

### 4 青少年の健全育成

- 青少年が、スマートフォン等、インターネットを通じて有害情報に接することや、トラブルに巻き込まれることのないよう啓発活動を推進します。
- 有害な図書など青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境から、青少年を保護するため、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、携帯電話販売店や図書販売店等への立ち入り調査を行います。

### 5 福祉犯対策の推進

- 子どもたちの福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害を受けた子どもたちの発見・保護のため、児童買春・児童ポルノ事犯をはじめとする福祉犯の取締りを推進します。

### 6 学校施設の安全対策

- 県立学校の計画的な老朽化対策の中で学校施設の防災対策に取り組むとともに、安全対策の強化にも取り組みます。また、市町等の学校設置者に対して防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の安全機能の強化を図ります。

## 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校安全ボランティアの中心となる スクールガード・リーダーの登録者数	5人	29人

※ 通学路の見守りボランティアを行うスクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数（三重県教育委員会調べ）

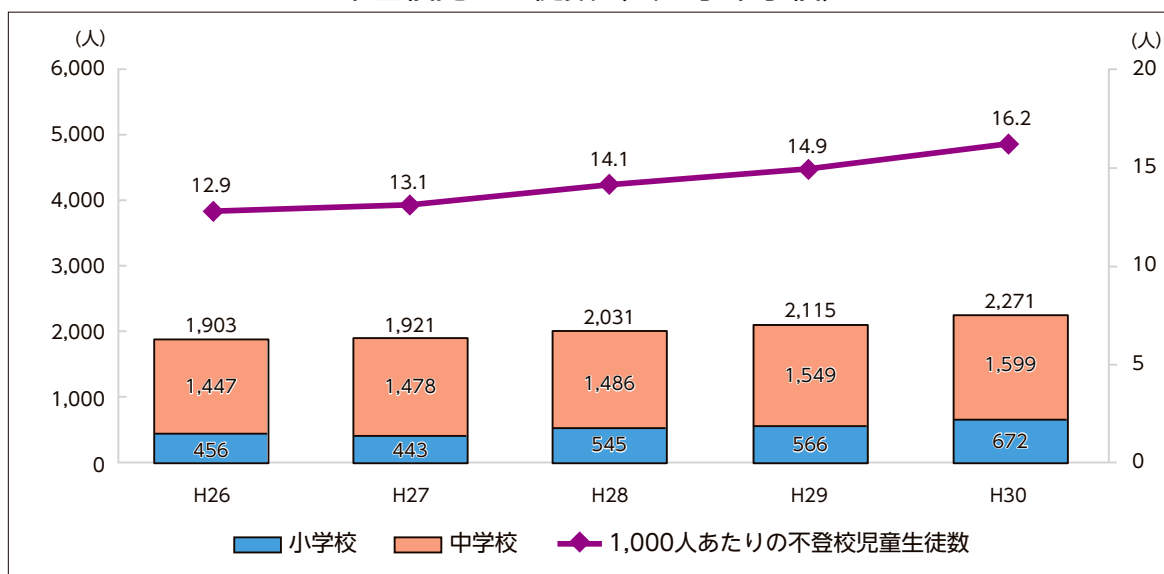
## 三重の子どもたちの現状

### ⑤ 不登校

#### (不登校児童生徒数)

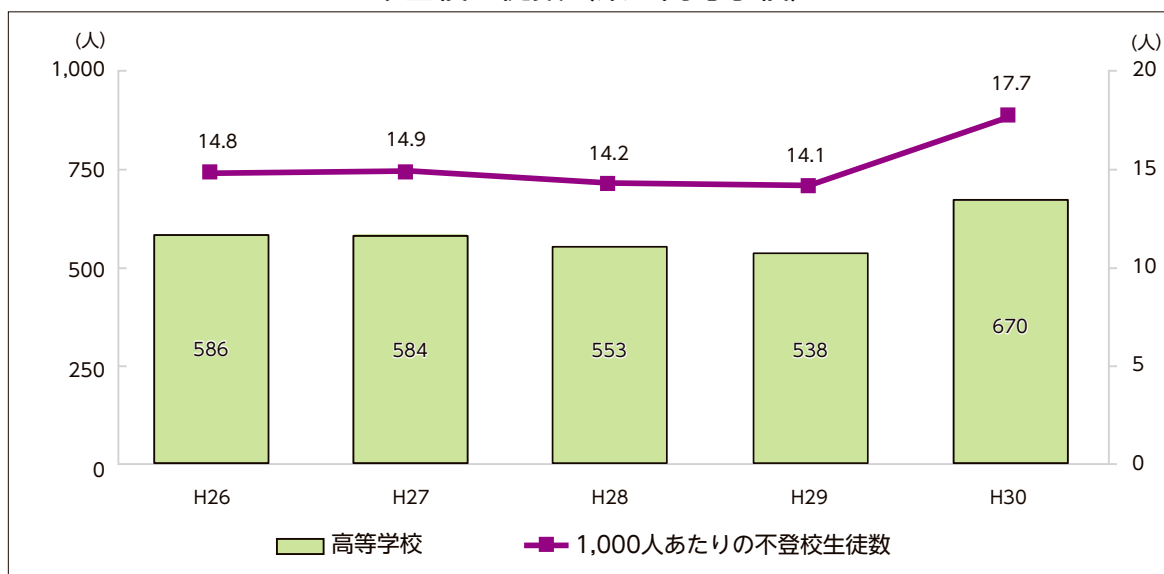
平成30(2018)年度の不登校児童生徒数は、公立小中学校で2,271人、県立高等学校で670人となっています。不登校は中学1年生で急増し、中学3年生で最も多くなる傾向にあります。

#### 不登校児童生徒数（公立小中学校）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

#### 不登校生徒数（県立高等学校）



出典：三重県教育委員会調べ

# 4 不登校児童生徒への支援



不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整っており、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身につけて安心して学んでいます。

## 現状と課題

- ① 不登校児童生徒等の学習の機会を確保するために、平成28(2016)年12月に「教育機会確保法」<sup>1</sup>が制定されました。この法の趣旨をふまえ、不登校ほどの児童生徒にも起こり得るものであるという認識のもと、休養の必要性を考慮しながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、個々の状況に応じた支援を行うことが重要です。
- ② 全国でも本県でも不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより複雑化・多様化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる居心地のよい学校づくりや魅力ある学校・学級づくりを進めることが大切です。
- ③ 学校や相談機関等と関わりを持っていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター等の機能強化を促進する必要があります。
- ④ 学校以外の場に通う不登校児童生徒の状況等について、学校は継続的に把握し、フリースクールなど関係機関等と連携した支援を行う必要があります。
- ⑤ 不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

## 主な取組内容

### 1 新たな不登校を生まない環境づくり

- 子どもたちが安心して学べる魅力ある学校・学級づくりのために、学校行事の運営等、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」・「居場所づくり」を推進するとともに、不登校児童生徒がいつでも登校できるよう、安心して学校生活を送る環境を整え、個々の状況に応じた支援を行います。
- 子どもたちへのアンケート調査や日常の観察、教育相談等による実態把握をとおして、子どもの理解に努めます。

<sup>1</sup>教育機会確保法：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律。不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等を総合的に推進することを目的とする。児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮することや不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること等の附帯決議が付されている。

- 中学1年生で不登校が増加する「中1ギャップ」に対応するため、小学校と中学校とが密接な情報共有を行うなど連携した途切れのない支援を行い、新たな不登校を生まない環境づくりに取り組みます。

## 2 多様で適切な不登校児童生徒への支援の促進

- 不登校児童生徒や保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、通所している子どもたちの支援に加え、通所できない子どもたちに対しても訪問型の支援を実施するなど、地域における不登校支援の中核となるよう機能強化を促進します。
- 不登校児童生徒の学校外での学びについては、子どもの意思を尊重するとともに、個々の子どもや家庭の状況に応じて教育支援センターやフリースクールなど関係機関等と連携して、不登校児童生徒の社会的自立に向けて支援します。
- 子どもたちの自己肯定感を高めるために、教育支援センターやフリースクールなどが行う体験活動等への支援を行います。

## 3 学校内外の教育相談・支援体制の充実

- 子どもたちが抱える悩みを早期に発見するために、教職員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を充実します。また、教職員や保護者に対して臨床心理士等による専門的な相談や指導・助言を行います。
- 個々の子どもや家庭の状況に応じて、スクールソーシャルワーカーが福祉等の関係機関と連携した支援を行います。
- 学校と教育支援センターおよびフリースクール等が情報共有できる仕組みを整備するとともに、フリースクール間での情報交換等ができる機会を検討します。

## 4 教職員の教育相談に関する専門性の向上

- 教職員のカウンセリングマインドの向上や個々の子どもに応じた支援の方法について学ぶため、カウンセラーを講師に招いた研修会等を実施します。
- 地域の教育支援センターの指導員の資質向上を図るため、事例検討会等の各種研修会を支援します。

### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生 74.1%	小学生 89.1%
	中学生 68.1%	中学生 88.1%
	高校生 50.7%	高校生 60.7%
	(平成30年度)	

※ 校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合（三重県教育委員会調べ）



# 5 学びのセーフティネットの構築・学びの継続

めざす  
姿

子どもたち一人ひとりに応じたさまざまな支援が適切に行われることにより、家庭の経済的な環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学んでいます。また、やむを得ず高等学校を中途退学した人や事情により高等学校に進学しなかった人が、学ぶ機会や中途退学後に支援を受ける機会が整っています。

## 現状と課題

- ① 我が国の子どもの貧困率は 13.9%（平成 27（2015）年）で、依然として高い状態にあり、家庭の経済状況や環境等によって、子どもたちの進学機会や学力等にも差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。  
改正された「子どもの貧困対策推進法」では、子どもの将来に向けて貧困の連鎖を断つことだけでなく、現在の子どもの生活の改善することにも注力すべきとされています。
- ② 家庭環境が子どもたちに与える影響は大きく、家庭の経済的困難に起因してさまざまな課題が発生する傾向があると考えられるため、個々の状況に応じた教育相談や支援体制の充実が必要です。
- ③ 家庭の経済的な環境等が原因で、子どもたちの自尊心や学習・進路選択に対する意欲が低下しないようにする必要があります。
- ④ 平成 26（2014）年以降、就学支援金が支給される世帯には高等学校の授業料負担はありませんが、授業料以外（学年会費、PTA 費等）の費用は、特に低所得者世帯に負担となっています。
- ⑤ 本県の高等学校（全日制）における中途退学率は 0.66%（平成 30（2018）年）であり全国平均（0.8%）を下回っているものの、さまざまな事情から中途退学に至る生徒が一定数います。  
引き続き、生徒が学校生活や学業になじみやすい環境を整えるとともに、やむを得ず中途退学に至った生徒には、関係機関と連携した適切で途切れのない支援を実施していく必要があります。
- ⑥ 義務教育未修了者、不登校児童生徒、日本語指導が必要な外国人、高校に進学しなかった人、高校中途退学者等、さまざまな事情により学びを必要とする人が、多様な学びの場で教育を受ける機会を確保・支援していく必要があります。
- ⑦ 里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

## 主な取組内容

### 1 教育相談と支援体制の充実

- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム<sup>1</sup>として位置づけ、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制やスクールソーシャルワーカーによる地域の福祉等の関係機関と連携した支援体制を充実します。

### 2 自尊感情の向上と学習の支援

- 教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情、学習・進路選択に対する意欲を高めるために、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動等に取り組む子ども支援ネットワークの活動を促進します。
- 子どもたちに対する学習支援が一層充実するよう、地域未来塾<sup>2</sup>などの地域の方々等の協力による学習支援活動を促進します。
- ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む。）の子どもたちへの学習を支援します。

### 3 就学に係る経済的支援の推進

- 授業料以外の就学に必要な経費負担を軽減するため、低所得世帯の保護者に対し、返還不要の高校生等奨学給付金を支給します。
- 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を支援するため、無利子で高等学校等修学奨学金を貸与するとともに、これらの制度のきめ細かな周知を行っていきます。

### 4 高校中途退学への対応

- 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて目的意識を持って進学できるよう、高校の教育内容や特色を周知するとともに、中学校における進路指導やキャリア教育を充実します。
- 生徒が高等学校での生活に早期に適応し、意欲を持って学習できるよう、入学当初にガイダンスや個別面談等を実施するとともに、キャリア教育の充実に取り組みます。また、教職員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を充実します。
- 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しの機会として、転入学や編入学制度を適切に活用した生徒の進路選択を支援します。また、地域若者サポートステーション等の関係機関との連携を図り、社会参画につながるよう支援します。

<sup>1</sup>学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム：国の「子供の貧困対策に関する大綱」の教育の支援において用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

<sup>2</sup>地域未来塾：経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等への学習支援。

### 5 義務教育未修了者等への支援

- 義務教育未修了者など学びを必要とする人を支援するため、夜間中学を含めた多様な学びの場で教育を受ける機会の確保について検討します。

### 6 社会的養護が必要な子どもたちへの支援

- 教職員等に対し、里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちへの理解促進や里親委託制度の周知を図ります。また、社会的養護が必要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。

## 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18 市町	26 市町

※ 生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生や高校中退者等高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数（三重県調べ）

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
高等学校（全日制）における中途退学率	0.66% (平成30年度)	0.48%

※ 全日制高等学校へ入学した生徒のうち、中途退学した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

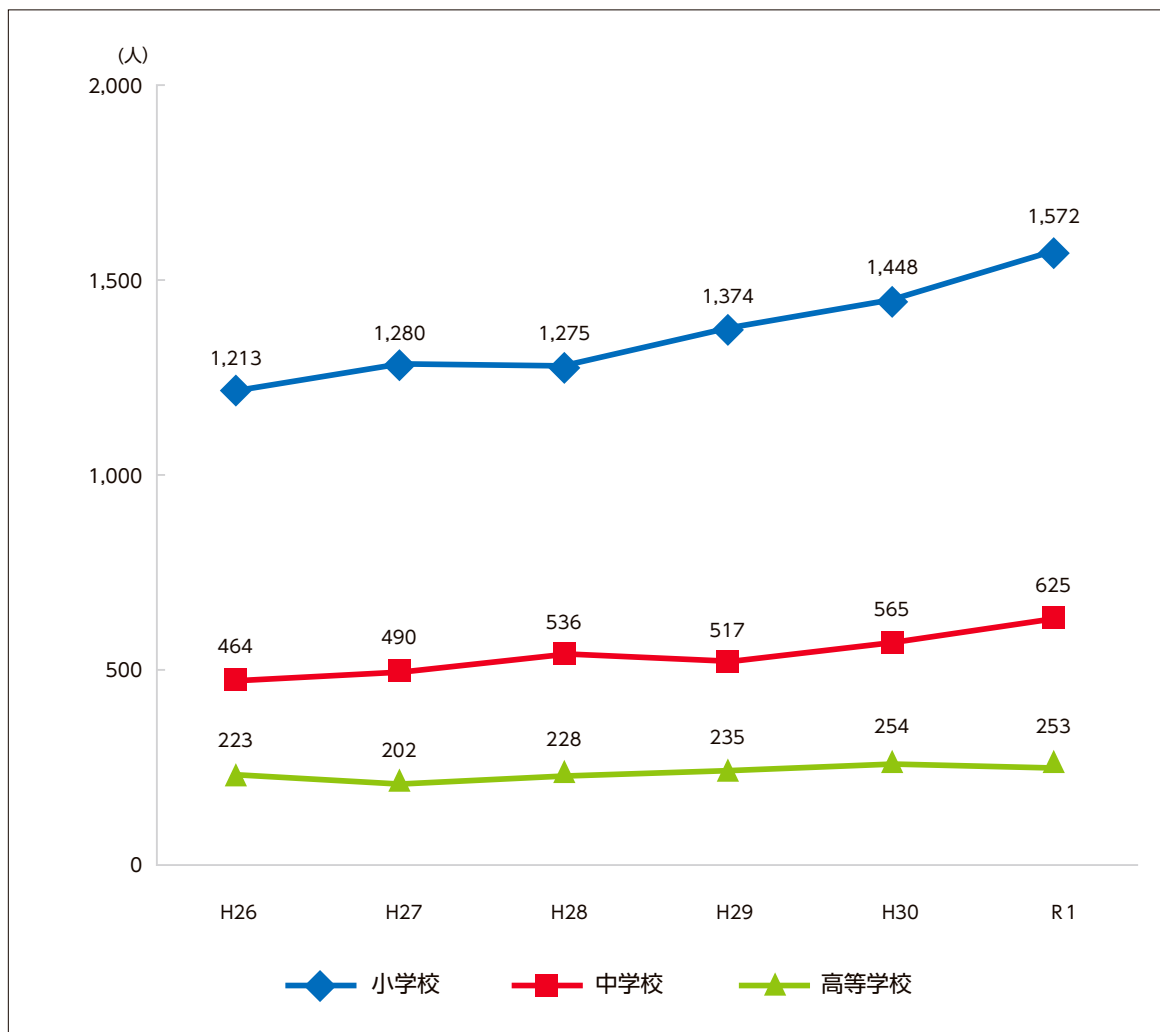
## 三重の子どもたちの現状

### ⑥外国人児童生徒

#### (日本語指導が必要な外国人児童生徒数)

日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加傾向にあります。

日本語指導が必要な外国人児童生徒数



出典：三重県教育委員会調べ

## 6 学校施設の充実

めざす  
姿

老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。

### 現状と課題

- ① 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設であるとともに、地震や台風などの災害時には避難所としての役割も果たす施設であるため、安全・安心を確保することが必要です。  
県立学校では、これまで校舎の耐震化や屋内運動場等の天井等落下防止対策に注力してきましたが、昭和 40 年代から 50 年代に建築された校舎が約半数であることから、計画的に老朽化対策を進めていくことが必要です。
- ② 命に関わるような猛暑に備えるため空調整備の取組を進めている一方で、トイレなどの設備においても学校と家庭とのギャップが大きくなっています。子どもたちが安心して快適に学校生活を送ることができるよう、設備面での機能向上を図ることが必要です。
- ③ 多様な人びとの利用に配慮した誰もが利用しやすい施設が求められています。学校施設においてもユニバーサルデザインの考え方に基いた改修を進めていくことが必要です。
- ④ 学校施設においても、環境負荷の低減やあたたかみの感じられる学習の場づくりにも配慮し、省エネルギー化や県産木材等を利用した整備を進める必要があります。
- ⑤ 超スマート社会を見据え、時代に即した学習内容や学習形態の多様化に対応できる弾力的な学校施設づくりを進める必要があります。

### 主な取組内容

#### 1 老朽化対策の推進

- 県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を計画的に進めます。また、小中学校等においても、老朽化対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。

#### 2 快適な学習環境づくりの推進

- 県立学校において、猛暑に備えるため、空調設備の整備・更新を進めます。また、トイレについては、生活様式の変化に対応するため、老朽化対策とあわせて大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を計画的に進めます。



### 3 バリアフリー化の推進

- 県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。また、小中学校等においても、バリアフリー化が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。

### 4 自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

- LED照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。

### 5 学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施

- 県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、学習形態にあわせて間仕切等の変更が可能となるよう配慮し、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

## 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数	—	41 棟

※ 県立学校施設の長寿命化計画において定めた長寿命化改修に着手した建物の数 (累計) (三重県教育委員会調べ)

## 三重の子どもたちの現状

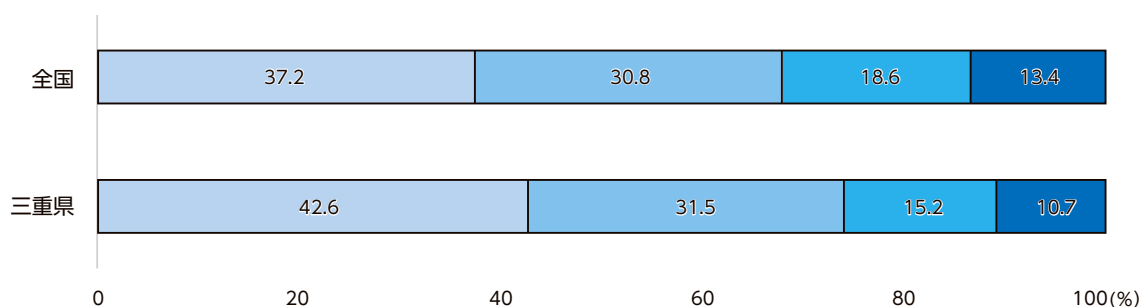
## ⑦地域との関わり

### (地域との関わりに関する状況)

住んでいる地域の行事に参加している子どもたちの割合は、小学生74.1%、中学生56.8%で、小中学生ともに全国平均よりも高い状況です。

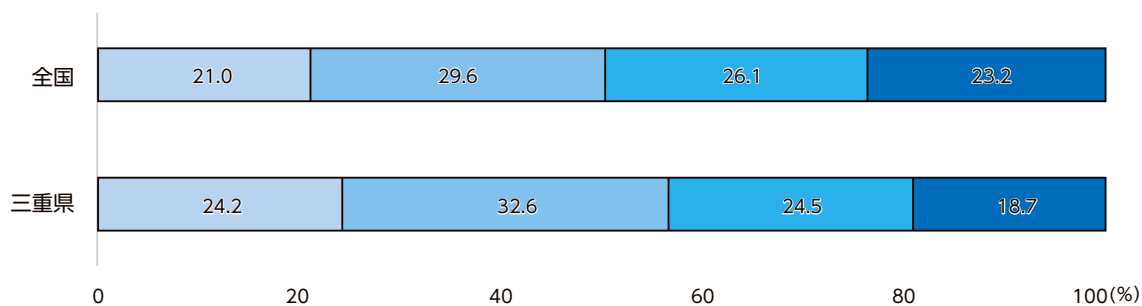
#### 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」への回答（小学校6年生）

□当てはまる □どちらかといえば、当てはまる □どちらかといえば、当てはまらない □当てはまらない



#### 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」への回答（中学校3年生）

□当てはまる □どちらかといえば、当てはまる □どちらかといえば、当てはまらない □当てはまらない



出典：文部科学省「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」